

4文科初第1587号
令和4年11月15日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
附属学校を置く各國公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原 章夫
文部科学省総合教育政策局長
藤江 陽子
文部科学省高等教育局長
池田 貴城

高等学校情報科に係る指導体制の一層の充実について（通知）

高等学校情報科については、令和4年度より共通必履修科目「情報I」の履修が開始され、令和5年度には選択科目「情報II」の開設が予定されており、指導体制の一層の充実が求められています。

こうした中で、文部科学省が令和4年度における公立高等学校情報科担当教員の専門性の向上及び採用・配置等に関する状況を調査したところ、共通教科情報科を担当している教員4,756人のうち、796人が高等学校教諭臨時免許状（情報）の授与を受けた者又は情報の免許外教科担任の許可を受けた者であることが明らかになりました。これを受け、この度、調査の結果とともに免許状保有者による指導体制の確保及び担当教師全体の指導力の向上に関する施策パッケージを公表したところです（別添1）。

これらの者の配置を行っている教育委員会に対しては、令和4年10月5日付け事務連絡「令和4年度からの高等学校学習指導要領の着実な実施に伴う高等学校教科『情報』の指導体制の改善計画の作成について」より、抜本的な改善計画を提出していただいたところですが、改めて下記の事項に留意の上、高等学校を設置する全ての教育委員会（以下「関係教育委員会」という。）において、情報科の指導体制の抜本的強化を図っていただくようお願いします。

また、国立・私立の高等学校においても必要な改善が図られるよう、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各國公立大学法人の長におかれてはその設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学

校法人理事長におかれではその設置する学校に対して、本通知の内容を情報提供願います。

記

1. 指導体制の強化について

(1) 改善計画の着実な履行

令和4年10月31日までに改善計画を提出いただいた教育委員会におかれでは、当該計画を着実に履行するとともに、可能な限り前倒しで改善を図っていただけようお願いします。また、今回臨時免許状及び免許外教科担任の該当者がいなかったため改善計画の提出が求められなかつた教育委員会におかれても、引き続き指導体制の確保に努めていただくようお願いします。その際、令和4年10月5日付け事務連絡で各教育委員会に提出いただいている改善計画の主な内容項目については、別添2を参考してください。

なお、これまでの通知でも強調しているとおり、免許外教科担任は、「ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるとき」に一年以内に限り許可することができるものであること、臨時免許状は「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」授与することができる免許状であることを踏まえ、これらの制度の趣旨に鑑みて、安易な許可や授与は行わないことが適当です。また、臨時免許状により勤務している者が、特別免許状の授与要件を満たし得る場合には、特別免許状の積極的な活用を御検討ください。

(2) 免許法認定講習等の実施

(1) のうち、現在情報を指導しており、情報の普通免許状を保有していない教師に対する情報の普通免許状の取得（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3、別表第4又は別表第8によるものをいう。）促進に当たっては、免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「認定講習等」という。）の受講を奨励することなどが考えられます。文部科学省ホームページにおいて、毎年度当初に認定講習等の開設予定を調査・公表しているほか、定期的に最新の認定状況を取りまとめておりますので（参考1）、管下の教師に対する受講奨励に御活用ください。

また、大学の指導の下に教育委員会において認定講習等を開設することも検討願います。文部科学省においては、認定講習等の開設経費に活用できる委託事業を実施しており、令和4年11月中に追加募集を行う予定ですので、当該事業の活用も併せて積極的に開設の御検討をお願いします（参考2）。追加募集に関しては追ってお知らせしますが、事業公募への応募から委託契約締結（事業開始）までは1か月程度要することや、事業の応募とは別に文部科学大臣への認定申請が必要となる（認定講習・公開講座は開設1か月前まで、通信教育は開設2か月前まで）ことから、活用される場合は速やかに検討を開始するようお願いします。

(参考1) 免許法認定講習・公開講座・通信教育（既に教員免許状を持っている人が、他の校種・教科等の免許状を取得する方法）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/010602.htm



(参考2) 令和4年度現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業の公募について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1355026.htm



（3）教育委員会における体制整備

情報教育の一層の振興に当たっては、教育委員会における体制の強化も重要な課題です。今般の調査の結果、情報科専任の指導主事を置いていない都道府県教育委員会は全体の約40%にのぼることが明らかになりました。例えば中学校以下の情報教育や小学校のプログラミング教育と併せて専任の指導主事を複数置く体制を整えるなど、初等中等教育全体を通じた指導体制の強化を図っていただくようお願いします。

2. 施策パッケージについて

（1）担当教師の研修機会の充実

別添1（5ページ、施策パッケージ2）のとおり、文部科学省では、一般社団法人情報処理学会等と連携して様々な研修用教材・講義動画等を提供しているほか、優れた指導力を有する教師による実践的なオンライン研修講座も開設しています。また、情報Iのポイントをわかりやすく解説した授業動画を作成し、本年11月から順次公開するとともに、令和5年3月からは、文部科学省教科調査官の監修の下、NHK高校講座「情報I」が放送開始される予定です。

各教育委員会においては、これらについて、できる限り多くの情報科教員が研修に活用できるよう受講の奨励を行い、専門性の更なる向上を図っていただくようお願いします。なお、1.（2）の認定講習等の実施に当たっては、講師による講義等の中で文部科学省や情報処理学会が作成した教材・講義動画等を活用いただくことも考えられます。

（2）文部科学省が授業動画の作成及びNHK高校講座「情報I」への協力を行った趣旨

文部科学省において（1）の授業動画の作成及びNHK高校講座「情報I」への協力をいった趣旨は、情報Iが導入間もない科目であることを踏まえ、教師の研修、授業の一部における放映及び生徒の予習・復習・自学自習等に幅広く活用できる動画教材を国の責任で提供・充実させることにより、教師が安心して教えることができ、生徒が楽しみながら学べる環境を整備することにあります。各教育委員会においては、これらの趣旨について管下の高等学校に丁寧に周知の上、授業動画及びNHK高校講座「情報I」の活用を促していただくようお願いします。

なお、これらの動画の生徒による視聴に当たっては、家庭に通信環境が整っていない生徒やキーボード付属の端末を持っていない生徒も想定されることから、例えば学校のコンピュータ教室を開放したり、Wi-Fiルーターを貸し出したりす

るなど、必要な支援を行っていただくようお願いします。

(3) 協議会の設置

今後、GIGAスクール構想に基づき1人1台端末環境の下で学んだ生徒が入学していくことを踏まえ、高等学校情報科の指導内容の更なる高度化が求められる中、専門性を有する教師の育成・確保や外部人材によるサポートを持続可能な形で行っていくためには、各都道府県教育委員会が、情報科をめぐる課題をしっかりと分析するとともに今後の人材需要について一定の推計を行い、域内のデジタル人材の育成・確保に関わるステークホルダーである大学、高等専門学校、情報関連の専門学校及び産業界等と連携協力して取り組んでいく体制を整備することが必要です。

このため、各都道府県教育委員会におかれでは、こうしたことについて協議する場の設置を早急に検討いただくようお願いします。なお、こうした協議の場の設置に当たっては、文部科学省としても支援策を検討していますので、詳細は追って事務連絡によりお知らせします（別添3）。

3. その他

(1) 「情報II」の開設促進

今後、GIGAスクール構想による1人1台端末環境の下で学んだ高い情報活用能力を有した生徒が高等学校に入学していくことが想定される中、我が国で不足するデジタル人材の初等中等教育段階からの育成を一層充実させていく観点から、「情報I」において高等学校情報教育の基盤を確固たるものとすることとともに、更に学びたい生徒のために、より高度な内容を取り扱う「情報II」の開設を促進することが必要です。このことは、情報の専科教員の養成・採用を中長期的かつ安定的に進めていく観点からも極めて重要です。各教育委員会におかれでは、各学校の生徒の実態を踏まえつつ、教師や外部人材の確保を進めながら、より多くの学校における「情報II」の開設に計画的に取り組んでいただくようお願いします。

(2) 中学校等における対応

今回、高等学校情報科において顕在化した指導体制の課題については、類似の問題が中学校「技術・家庭科」（技術分野）でも生じていると考えています。我が国全体の喫緊の課題であるデジタル人材の育成に向けては、初等中等教育段階を通じた指導体制の改善及び教師の指導力向上を加速させていく必要があると考えており、今後中学校等についても、今回の高等学校における対応を参考としつつ、詳細な実態調査を実施し、改善方策を講じたいと考えていますので、あらかじめ申し添えます。

(3) 今後の継続的なフォローアップ

1. (1) の改善計画の履行状況をはじめ、本通知に示している各事項については、令和5年度以降も継続的に詳細な調査を行い、都道府県別・政令指定都市

別の結果を公表するとともに、国としても必要な支援方策について積極的に検討したいと考えています。また、特に課題のある都道府県別・政令指定都市の教育委員会に対しては、今年度末までに逐次状況を確認するとともに、必要な指導助言を行うこととしますので、御承知おきください。

【本件連絡先】

(全般について)

初等中等教育局 学校デジタル化プロジェクトチーム 情報教育振興室

電話：03-5253-4111（内線：2090）

e-mail：digital-pt@mext.go.jp

(教員採用・教員免許制度について)

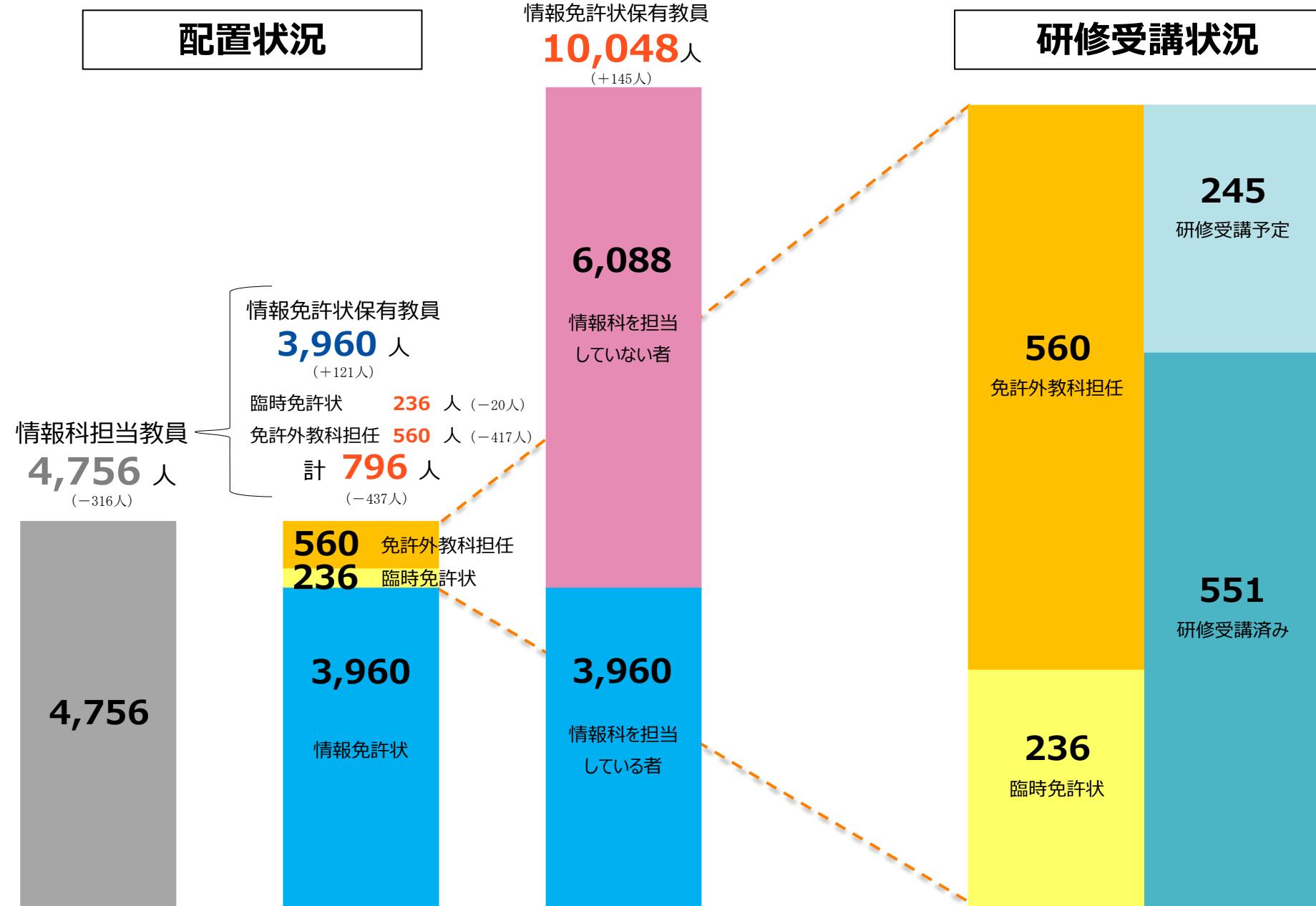
総合教育政策局 教育人材政策課

電話：03-5253-4111（内線：3970）

e-mail：kyoikujinzai@mext.go.jp

高等学校情報科担当教員の配置及び研修受講状況

別添 1



共通教科情報科担当教員（総数）
※本資料における用語の定義は以下のとおりとする。

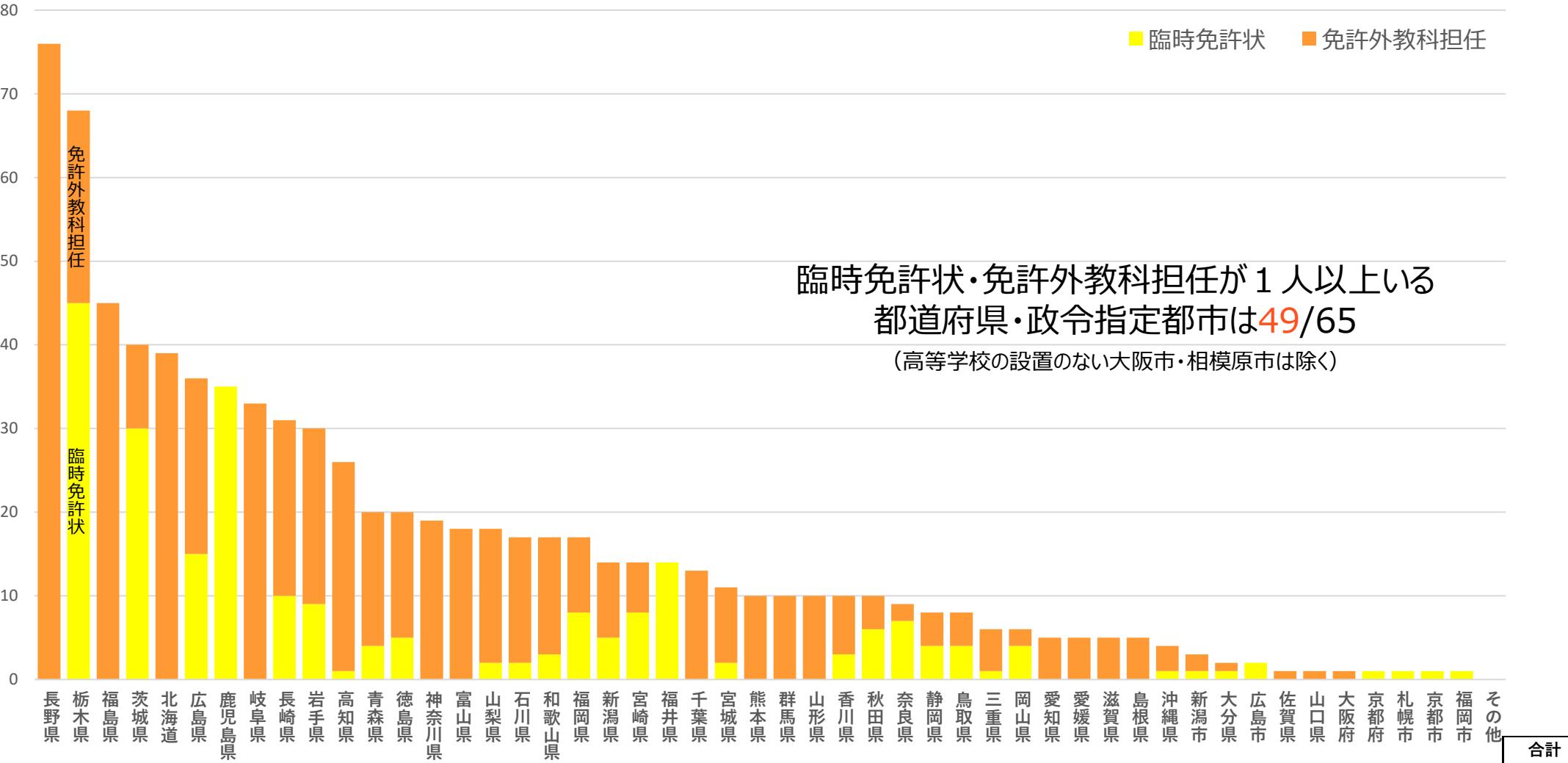
- ・情報科：共通教科情報科
- ・臨時免許状：高等学校教諭臨時免許状（情報）の授与を受けた者
- ・免許外教科担任：高等学校において、情報の免許外教科担任の許可を受けた者
- ・情報免許状：高等学校教諭普通免許状（情報）及び高等学校教諭特別免許状（情報）

共通教科情報科担当教員（内訳）
※配置状況は、令和4年5月1日時点
※（ ）内の人数は、R2調査との比較

※研修受講状況は、令和4年8月末時点（R3.4～R4.8）

※研修：都道府県などが主催する悉皆研修・教職員支援機構・大学・民間企業・情報処理学会等が主催する研修、文科省「授業実践」研修、情報処理学会のMOOC教材 等

臨時免許状及び免許外教科担任数【自治体別】



	合計																																											
臨時免許状・免許外教科担任の合計	796																																											
R2調査からの増減	-437																																											
臨時免許状	236																																											
R2調査からの増減	-20																																											
免許外教科担任	560																																											
R2調査からの増減	-417																																											
授業担当以外の免許保有者	6,088																																											

*埼玉県、東京都、兵庫県、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、熊本市は、臨時免許状・免許外教科担任が0のため除いています。

情報科指導体制の充実に向けての取組

令和3年度

令和4年度

令和5年度

R2.5.1時点

実態調査
 県別公表
通知

R3.3.23

「高等学校情報科担当教員の専門性向上及び採用・配置の促進について（通知）」
 （局長通知）

通知

R3.11.29

「令和4年度からの新高等学校学習指導要領の着実な実施に向けた高等学校情報科担当教員の採用・配置の促進、専門性の向上について」（事務連絡）

通知

R4.4.27

「令和4年度からの新高等学校学習指導要領の着実な実施に伴う高等学校における情報教育の充実について」（事務連絡）

R4.5.1時点

実態調査
 県別公表
通知

R4.11（予定）

「情報Ⅱ」開設

 49/49
 自治体が策定
自治体毎に改善プラン策定**年度内反映改悪**

主な内容項目

- ①情報科担当教員の専科教員としての計画的・着実な採用
- ②免許状保有者による複数校指導の抜本的増加
- ③現在情報を指導していない免許状保有者の情報科担当教員としての配置
- ④情報以外の普通免許状を保有している教員のうち、情報に関する優れた知識経験又は技能を有する者に対する特別免許状交付
- ⑤現在情報を指導しており、情報以外の普通免許状を保有している教員に対する情報の普通免許状の取得（教育職員免許法別表第4）奨励
- ⑥長年にわたり臨時免許状で情報を指導している教員に対する普通免許状の取得（教育職員免許法別表第3）奨励
- ⑦情報科における採用試験2次募集の実施
- ⑧情報に関する資格や専門知識を有する者を対象とした、特別免許状を授与することを前提とした採用選考の実施
- ⑨情報教員の退職者数見込み・採用者数見込みについて、情報Ⅱの開設増も視野にいれて推計
- ⑩地元の大学や関係機関と協議する場の設定


**複数校指導
の手引き**

R3.3

**外部人材に
関する手引き**


手引きはコチラ



产学研官協議の場の創設（県域毎）

テーマ：指導者の継続的養成、外部人材の活用体制

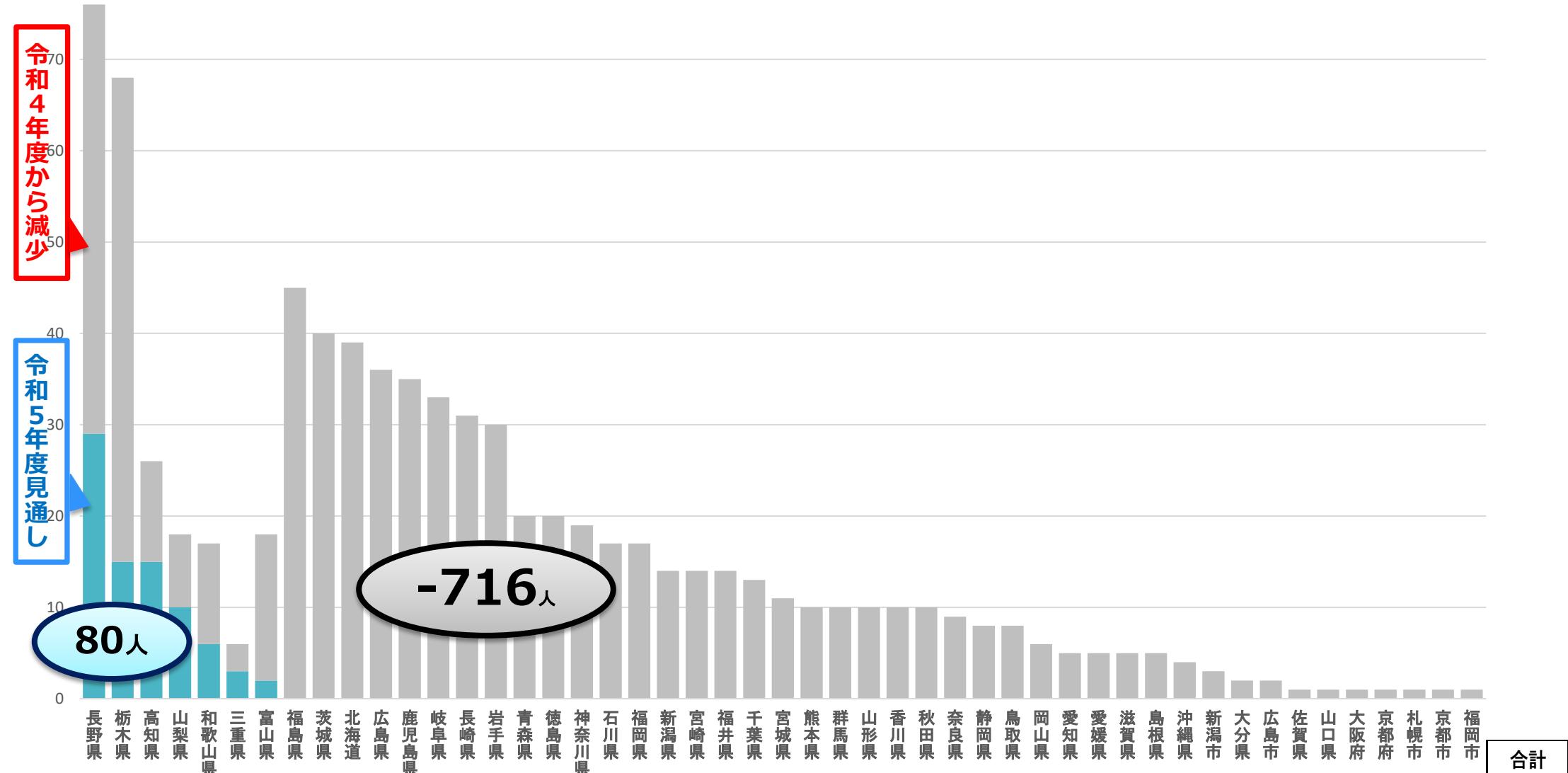
- ・国からの支援（財政面、関連団体への協力要請）
- ・数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアムと連携・協力
- ・（一社）デジタル人材共創連盟との連携・協力

令和4年4月

令和5年4月

指導体制改善計画履行後の見通し（R5.4.1）【自治体別】

80



※埼玉県、東京都、兵庫県、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、熊本市は、臨時免許状・免許外教科担任が0のため除いている。

情報科 専門性&指導力向上の取組

令和2~3年度 令和4年度 NOW 令和5年度

令和2年度 令和3年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月～1学期 夏季休業中 2学期 3学期

情報処理学会 MOOC 教材の無料公開 R2.7～ ※文部科学省作成協力・広報支援

文科省作成 「情報Ⅰ」H31.3～ 「情報Ⅱ」教員研修用教材 R2.3～

文科省作成 「情報」実践事例集



高校 情報科 検索

情報科特設ページ 隨時情報更新

情報処理学会
教員研修

オンデマンド開催

※7/31, 8/5, 16, 20 約550名が参加
「情報Ⅰ」授業実践研修 全14回予定
優れた指導力を有する教師等が授業実践事例や、学習内容を解説
※第3回までで、約1250名が参加

※デジタルバッヂ付与

※国の予算補助、都道府県教委に参加を推奨

情報処理学会
教員研修（予定）

アーカイブ配信

「情報Ⅱ」授業実践研修（予定）

アーカイブ配信



生徒視聴可

情報Ⅰ解説動画

優れた指導力を有する教師が、プログラミング、データサイエンス等を中心に解説。15分程度 20本（予定）

情報Ⅱ解説動画（予定）アーカイブ配信

NHK高校講座「情報Ⅰ」

教科調査官が制作委員として監修。教材不要。受講無料。オンデマンド視聴可



アドバイザー事業



情報科の優れた指導力を有する教師による支援

専門性が高く指導力が高い情報科教師や指導主事等を、国のアドバイザーとして登録。教育委員会からの依頼により、授業等に関する相談や学校指導訪問、研修会講師を実施。（全額国費負担）

※ICT活用教育アドバイザー事業（令和4年度文科省委託事業）

5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月～1学期 夏季休業中 2学期 3学期 5

指導体制の改善の主な内容項目

- ① 情報科担当教員の専科教員としての計画的・着実な採用
- ② 免許状保有者による複数校指導の抜本的増加
- ③ 現在情報を指導していない免許状保有者の情報科担当教員としての配置
(又は②のような複数校指導への参画)
- ④ 情報以外の普通免許状を保有している教員のうち、情報に関する優れた知識経験又は技能を有する者に対する特別免許状交付
　例えば、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（令和3年5月文部科学省総合教育政策局教育人材政策課）を踏まえると、以下の者が該当し得ると考えられる。
 - ・情報に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者
 - ※情報処理技術者試験のうち応用情報技術者試験又は高度情報処理技術者試験の合格者を特別免許状の授与を前提とした採用試験の対象にしている自治体がある
 - ・情報に関する博士号等を保有する者
 - ・民間企業、大学・研究機関、その他の法人等で情報に関する勤務経験が概ね3年以上ある者
- ⑤ 現在情報を指導しており、情報以外の普通免許状を保有している教員に対する情報の普通免許状の取得（教育職員免許法別表第4）奨励（教育委員会による免許法認定講習・免許法認定通信教育の開設や、大学や免許法認定講習・免許法認定通信教育で単位の修得を目指す教員に対する受講支援など）
 - ※ 高等学校情報の免許状取得に必要な単位に関する免許法認定通信教育は、放送大学等で開設している。

認定一覧は文部科学省 HP にて毎月更新

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1412465_00003.htm

- ⑥ 長年にわたり臨時免許状で情報を指導している教員に対する普通免許状の取得（教育職員免許法別表第3）奨励（教育委員会による免許法認定講習・免許法認定通信教育の開設や、大学や免許法認定講習・免許法認定通信教育で単位の修得を目指す者に対する受講支援など）
- ⑦ 情報科における採用試験 2次募集の実施
- ⑧ 情報に関する資格や専門知識を有する者を対象に、特別免許状を授与することを前提とした採用選考を実施
- ⑨ 情報教員の退職者数見込み・採用者数見込みについて、情報Ⅱの開設増も視野にいれて推計
- ⑩ 地元の大学や関係機関と指導者の持続的供給、外部人材の授業での活用体制を協議する場の設定



GIGAスクールにおける学びの充実

令和4年度第2次補正予算額（案） 9億円

背景・課題

「GIGAスクール構想」の下で1人1台端末の整備が概ね完了し、本格的な活用フェーズに入る中、優良事例の普及、自治体支援機能の強化、指導者の確保など課題も顕在化しており、地域間・学校間の格差も生じている。このため、これらの課題の解消に総合的に取り組む。

事業内容

1人1台端末環境の本格運用を踏まえ、その効果的な活用を通じた児童生徒の学びの充実に向けて、実践例の創出・普及、要支援地域への指導支援、教師の指導力向上支援の更なる強化を図る。

○リーディングDXスクール事業

1人1台端末の活用状況を把握・分析とともに、効果的な実践例を創出・モデル化し、都道府県等の域内で校種を超えて横展開とともに全国に広げていくことで、全国のすべての学校でICTの「普段使い」による教育活動の高度化を図る。

- 全国各地域における先進的な実践例の創出
- 好事例の動画等制作、全国展開
- 教科横断的プログラムの開発・展開支援
- GIGAスクール構想のための調査・分析

2.4億円



○高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業

1.4億円

専門性の高い指導者が育成・確保されるエコシステム確立に向け、大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都道府県教育委員会とのマッチングを図る協議会等により取組の格段の充実を図る。また、高度な内容を扱う新設科目「情報Ⅱ」（令和5年度～）の指導の充実に向けて、教材等を開発、作成する。

- 専門人材の育成・確保の仕組の確立
- 新学習指導要領に基づく「情報Ⅱ」の指導の充実に向けた教材等の開発
- 効果的な指導事例の開発、普及・展開

○学校DX戦略アドバイザー事業等による自治体支援事業

4.7億円

◇学校DX戦略アドバイザー要支援地域重点支援事業

1人1台端末の日常的な活用について、様々な困難に直面している自治体・学校に、集中的な伴走支援を実施。学識経験者、先進地域の教育委員会や指導主事、ネットワークや情報セキュリティの専門家など、国がアドバイザーとして任命した者が、地域・学校へ直接助言する。



＜助言を必要とする主な課題やテーマ＞

【指導面】

- ・GIGA端末を活用した効果的な指導方法
- ・GIGA端末を活用した働き方改革の推進

【環境整備面】

- ・域内のDX推進計画の立案
- ・校務のDX、データ連携
- ・情報セキュリティポリシーの改訂
- ・運営支援体制の充実
- ・ネットワークの改善整備など

◇学校DX推進コーディネーター事業

すべての学校を端末活用の“日常化”的フェーズに移行させるために、要支援地域を中心に、学校DXの推進に関する課題把握や教育委員会内及び外部有識者との協議、ICT支援員との情報共有や指導助言等の業務を行うコーディネーターを配置する。

